

～ 税務署からのお知らせ～

国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

Step1

最寄りの税務署へ電話をかけます
左京税務署 ☎075-761-5371

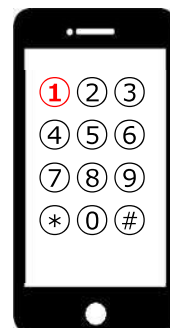
(受付 8時30分～17時 土・日・祝日及び年末年始を除く。)

Step2

音声案内に従い **1** 番を選択

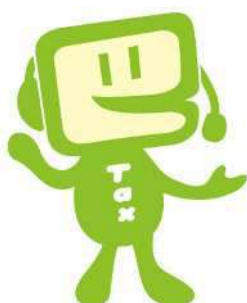
- 1** 電話相談センター
- 2** 税務署からのお尋ね・面接相談の事前予約等
- 3** 消費税の軽減税率・インボイス制度についてのご相談等

※ 確定申告期は、**0** 番に確定申告に関するご相談等が追加されます。



Step3

音声案内に従い相談内容を選択



- 1** 所得税
- 2** 源泉所得税・年末調整・支払調書
- 3** 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価
- 4** 法人税
- 5** 消費税・印紙税
- 6** その他

来署によるご相談は、 事前予約を！お願いします。

税務署では、面接相談の事前予約制を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

税務署へ電話

自動音声案内

「2」を選択

税務署
「相談の予約をしたい」
とお伝えください。



ご存じですか？文書回答手続

国税局においては、納税者の方からの個別の取引に係る税務上の取扱いについての照会に対し、文書により回答するサービスを実施しています。税務上の取扱いが明らかではない取引に関する事前照会については、文書回答手続をご利用ください！

詳しくは国税庁HPをご覧ください。【www.nta.go.jp】



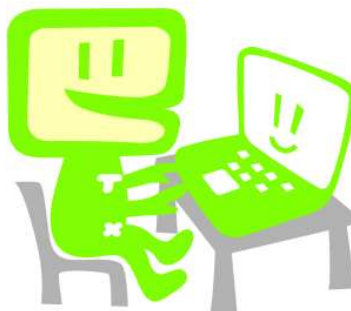
電話の前に国税庁ホームページでお調べください！

タックスアンサーで**解決**！あなたの**疑問**にお答えします！

国税庁HPの
「タックスアンサー」
にアクセス！

国税庁 タックスアンサー

検索



その**相談**！**チャットボット**を利用してみませんか？

ご相談の対応範囲

- ・**インボイス制度**
- ・**所得税の確定申告**
- ・**年末調整**（令和4年10月再開予定）

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



税務職員ふたば

国税庁 ふたば

検索

